

業務規程の一部変更について（新旧対照表）

（変更箇所下線部）

現行	改正後
<p>第 4 条（業務の委託）</p> <p>1. 当社は、法第 5 8 条第 1 項に定める主務大臣の承認を受けて、次の各号に掲げる業務を参加金融機関に委託することができる。また、参加金融機関は当社の承認を得て、当社が参加金融機関に委託した業務を他の参加金融機関に再委託することができる。</p> <p>①利用契約の申込みの受付、利用者登録の受付、利用者の管理に関する業務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 1 9 年法律第 2 2 号）に基づく<u>本人確認業務</u>、反社会的勢力の排除に関連する業務を含む。）</p> <p>②～⑦省略</p> <p>2.省略</p>	<p>第 4 条（業務の委託）</p> <p>1. 当社は、法第 5 8 条第 1 項に定める主務大臣の承認を受けて、次の各号に掲げる業務を参加金融機関に委託することができる。また、参加金融機関は当社の承認を得て、当社が参加金融機関に委託した業務を他の参加金融機関に再委託することができる。</p> <p>①利用契約の申込みの受付、利用者登録の受付、利用者の管理に関する業務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 1 9 年法律第 2 2 号）に基づく<u>取引時確認業務</u>、反社会的勢力の排除に関連する業務を含む。）</p> <p>②～⑦省略</p> <p>2.省略</p>
<p>第 10 条 （分割記録）</p> <p>特別求償権が発生している債権記録の分割記録は、記録できないものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 10 条 （分割記録）</p> <p>特別求償権が発生している債権記録の分割記録は、記録できないものとする。</p> <p><u>第 10 条の 2（記録機関変更記録）</u></p> <p><u>記録機関変更記録は、記録できないものとする。</u></p>
<p>第 18 条（利用者の要件）</p> <p>1. ～2.（省略）</p> <p>3. 利用者となろうとする者は、次の各号に規定する要件を満たすものとする。当社又は当社から当該業務を受託した参加金融機関は、利用者となろうとする者が当該要件を満たすかどうかを確認の上、審査を行うものとする。</p> <p>①～②（省略）</p>	<p>第 18 条（利用者の要件）</p> <p>1. ～2.（省略）</p> <p>3. 利用者となろうとする者は、次の各号に規定する要件を満たすものとする。当社又は当社から当該業務を受託した参加金融機関は、利用者となろうとする者が当該要件を満たすかどうかを確認の上、審査を行うものとする。</p> <p>①～②（省略）</p>

<p>③反社会的勢力に<u>属する</u>など、利用者としての適格性に問題ないこと。</p> <p>④～⑧（省略）</p> <p>⑨手形交換所（これに準ずる機関を含む。）における取引停止処分を受けている者でないこと。</p> <p>⑩省略</p> <p>4. ～5.（省略）</p>	<p>③反社会的勢力に<u>該当しない</u>など、利用者としての適格性に問題ないこと。</p> <p>④～⑧省略</p> <p>⑨手形交換所（これに準ずる機関を含む。）又は<u>株式会社全銀電子債権ネットワーク</u>における取引停止処分を受けている者でないこと。</p> <p>⑩（省略）</p> <p>4. ～5.（省略）</p>
<p>附則 第1条（施行期日） 本規程は、平成22年6月30日から施行する。 （新設）</p>	<p>附則 第1条（施行期日） 本規程は、平成22年6月30日から施行する。 <u>附則（平成29年●月●日改正）</u> <u>第1条（施行期日）</u> <u>本規程は、平成29年●月●日から施行する。</u></p>

（平成29年3月16日現在）